

# 伝張旭筆「古詩四帖」に関する一考察

下田章平

はじめに

本稿で取り上げる遼寧省博物館蔵「古詩四帖」(図1、以下、単に「古詩四帖」と呼称する場合もある)は、署名や制作時期が記されていないが、明の董其昌(嘉靖三四〜崇禎九、一五五五〜一六三六)以降、筆者を張旭とする説が有力とされている。「古詩四帖」の本幅は二九・五センチ×一九五・二センチ<sup>①</sup>、紙本で色箋を交える。本文は全四〇行、全一八八字で、唐の徐堅(生卒年不詳)『初学記』に見られる東晋の謝靈運(太元二〇〜元嘉一〇、三八五〜四三三)の「王子晋讚」「巖下一老公四五少年讚」と、梁の庾信(天監一二〜大象三、五八一〜五一三)の「歩虚詞」

二首を「狂草」で書いたものである。「古詩四帖」は紙絹上に見られる「狂草」の草創期の作例であり、また、張旭(生卒年不詳)の肉筆の草書作品として伝えられているのは、「古詩四帖」と「自言帖」<sup>②</sup>(台北・故宮博物院寄託)だけであるため、「古詩四帖」について検討することは、草書の変遷史及び張旭の草書の実態を解明する上でも極めて重要であると思われる。

まず、「古詩四帖」に関する先行研究<sup>③</sup>についてまとめておこう。「古詩四帖」には署名や制作時期が記されていないこともあって、先行研究では「古詩四帖」の筆者を含めた制作時期の検討に重点が置かれている。「古詩四帖」を北宋以前の作品とする見解には、楊仁愷『唐張旭草書古詩四

帖」(文物出版社、一九六一)「釈文」・「附記」がある。楊仁愷氏は前掲の董其昌の示した論拠を用いずに、新たに「古詩四帖」の伝来や書風を検討することによって、張旭説を主張している<sup>(4)</sup>。沈尹默・謝稚柳・李秉仁・羅春政・董彦明・濯漑・馬宝傑・石川九楊・由智超・沈楽平・劉士文・孫運昌の各氏<sup>(5)</sup>も楊仁愷氏の説を踏襲し、張旭が「古詩四帖」の筆者であることを前提として論を展開している。また、筆者を張旭とは断定しないまでも、伏見冲敬氏は唐人の書、中田勇次郎氏は張旭の脈流にある「狂草」の作品として位置づけ、また、石峻氏は張旭の脈流にある五代の僧・彦脩(生卒年不詳)の作に比定している<sup>(6)</sup>。

一方、「古詩四帖」を北宋以降の作品とする見解もある。啓功・徐邦達の両氏<sup>(7)</sup>が「古詩四帖」に見られる宋諱を根拠に「古詩四帖」を北宋以降に筆写されたものと推察して以来、王公治・傅熹年・劉九庵・王乃棟の各氏<sup>(8)</sup>もこの説に従っており、なかでも、王公治氏は「古詩四帖」を北宋の李建中(開運二〜大中祥符六、九四五―一〇一三)の書に比定しているのは注目に値しよう。王鉄氏は「古詩四帖」の制作時期を明末清初まで下げ、その当時に制作された「仿摹本」とし、明末清初の文献に見える「古詩四帖」を

「真蹟本」として捉えている<sup>(9)</sup>。このほかに、張珩氏は巻頭・卷中・巻後で制作時期と筆者が異なるといふ、筆者複数人説を唱え<sup>(10)</sup>、熊秉明氏は制作時期を特定しないものの、「古詩四帖」を臨本と見ている<sup>(11)</sup>。

次に、先行研究の問題点について整理しておこう。「古詩四帖」の伝来に関しては従来異説は見られなかったが、

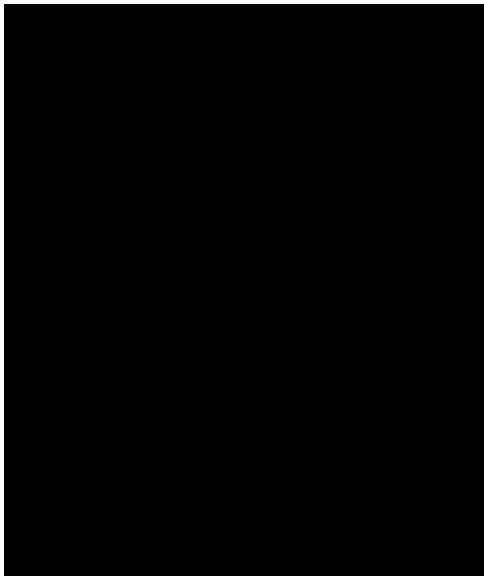


図1 「古詩四帖」(部分)

王鉄氏が文献や法帖などの検討によって「古詩四帖」の由来に関して疑問を呈しているので、これについて再検討する必要がある。また、「古詩四帖」の筆者を含めた制作時期の検討については、「古詩四帖」の書蹟自体の考察が何よりも重要であるが、その前に、先行研究ではあまり検討がなされてこなかった張珩氏の筆者複数人説や熊秉明氏の臨本説、また、楊仁愷氏によって異論が出されている啓功・徐邦達両氏の宋諱説についても検討しておく必要がある。

ゆえに、本稿では原寸大で刊行された前掲の『唐張旭草書古詩四帖』を図版として用い、「古詩四帖」が収録された文献や法帖（表1<sup>12</sup>）及び、「古詩四帖」に見られる題跋や印章によって、「古詩四帖」の伝来を再検討したい。つづいて、上記の「古詩四帖」の伝来の考察を踏まえた上で、張珩氏の筆者複数人説、啓功・徐邦達両氏の宋諱説、熊秉明氏の臨本説の検討を通じて、筆者を含めた「古詩四帖」の制作時期についても考察していきたい。

ただし、本稿執筆の段階では「古詩四帖」の実見を果たせておらず、その検討は図版によるものである。いずれは「古詩四帖」を調査する機会を得て、本稿の内容を深めていきたいと考えている。なお、「古詩四帖」の文字の考察を行

う際は、便宜的に文字の後ろに「古詩四帖」の行数を算用数字で記しておいた。

#### 一 「古詩四帖」の伝来

(一) 「古詩四帖」に見られる印章や題跋について

「古詩四帖」に押された印章<sup>13</sup>については、「古詩四帖」の巻中で確認することのできた印章を年代と人物ごとにまとめた表2<sup>14</sup>をもとに確認しておきたい。

北宋では徽宗（在位 元符三～宣和七、一一〇〇―一一二五）、南宋では趙孟堅（慶元五～元貞元、一一九九―一二九五）、明代では華夏（嘉靖二三年〔一五四四〕の進士）・豊坊（弘治七?、一四九四―?）・項元汴（嘉靖四〇～万曆一八、一五二五―一五九〇）、清代では宋犖（崇禎七～康熙五二、一六三四―一七一三）・乾隆帝（在位雍正一三～嘉慶元、一七三五―一七九六）・嘉慶帝（在位嘉慶元～嘉慶二五、一七九六―一八二〇）・宣統帝（在位光緒三四～宣統三、一九〇八―一九一一）の印章が見られる。

これらの印章の一部に関しては、前掲の謝稚柳・中田勇次郎・徐邦達・王鉄の各氏の論考の中で疑問を呈している。

すなわち、謝稚柳氏は趙孟堅の二印を後人の偽印とし、中田勇次郎氏は特に徽宗の「宣和」（朱文長方印、図2）「政和」（朱文長方印）の左半が隣接する本幅の末に見られないことを根拠に、これらの印章が疑わしいと考えている。王鉄氏も「古詩四帖」に見られる徽宗の「天水双龍印」（朱文円印）が「平復帖」「書譜」「上虞帖」「張好好詩」に押されたものとかなり異なっていること、通例「天水双龍印」の下方に押される「宣和」（朱文連珠印）の痕跡が見られないこと、本幅に見られる「宣和」「政和」の右半と後隔水に見られる左半の印影が符合しないことを挙げて、後隔水に押された「宣和」「政和」以外の徽宗の諸印を疑っている。また、本幅に見られる明の華夏の「華夏」（白文方印）に關しても、印影が拙劣であること、ほかの作品に押された「華夏」とは異なっていること、さらに「真賞」（朱文葫蘆印）とセットで押されていないことを挙げて偽印と見なし

ている。

よって、本稿では印影や落款が原寸大で収録された上海博物館編『中国書画家印鑑款識』（文物出版社、一九八七）に見られる印影と「古詩四帖」に押された印章を対照させて、その真偽の検討を行った。検討の結果、「古詩四帖」に

押された上記の人物の印章はすべて真印と判断される。本幅と後隔水に見られる「宣和」「政和」に關しては、中田勇次郎氏が指摘するように「宣和」「政和」の左半が隣接する本幅に見られないのは、徽宗当時と現在の本幅の装幀が相違しているためであり、王鉄氏がいうように両印が完全に合致しないのは、通伝の過程で両印の中央部分が切り取られてしまったからであろう。また、「天水双龍印」については、王鉄氏が挙げた四作例の「天水双龍印」とも合致する。さらに王鉄氏は「古詩四帖」に「宣和」（朱文連珠印）が押されていないことを疑問視しているのは、いわゆる「宣和七璽」の鈴印される場所に一定の法則性があることを念頭に論じているものと思われるが、これらの印章は押されない場合もあることに注意すべきであろう<sup>15)</sup>。



図2 「宣和」（朱文長方印）

「華夏」は、王鉄氏のいうように、ほかの作品に押された印影と比べると拙劣なようにも見える。しかしながら、「華夏」の上側に押された項元汴の諸印のどれもが「華夏」と同様にうまく鈐印されていないことから考えると、おそらくこの印の押された色箋の紙質に問題があつて、このような印影になつたものと考えられる<sup>16</sup>。

このほかに、前掲の徐邦達氏の論考で、豊坊跋に引かれた「内府圖書之印」は現存しないと述べているが、この印章は後隔水に確認することができる。また、王鉄氏は項元汴跋に見られる五代以前の古印の擦られてたような痕跡はないと論じているが<sup>17</sup>、おそらく項元汴は「古詩四帖」に見られる判読することができない印章を指してこのように述べたのであろう。

「古詩四帖」の巻末には、無紀年の「豊南禺書謝帖跋」と隸題のある豊坊跋<sup>①</sup><sup>18</sup>、同じく無紀年で跋文末に「鄞豊道生撰併書」と署名の見られる豊坊跋<sup>②</sup>、董其昌の万曆三〇年（一六〇二）跋がある。豊坊跋<sup>①</sup>は跋文の書風や豊坊の印章が跋文の書かれてある紙上に押されているので真蹟と見られ<sup>19</sup>、また、跋文中に見られる紀年から考えて嘉靖二八年（一五四九）七月一日（嘉靖己酉中元節）に書

かれたものと推察される。また、豊坊跋<sup>①</sup>の隸題は跋文の本文と墨調が異なるため、異なつた制作時期に書かれたか、別手によるものと考えられる。豊坊跋<sup>②</sup>は豊坊跋<sup>①</sup>とほぼ同文であるが、跋文の一部に華夏の都合に合わせて改竄された形跡が窺われ、また跋文の書風も文徵明（成化六〇嘉靖三八、一四七〇—一五五九）風の小楷で書かれているため、華夏自身もしくは華夏に依頼された人物によつて書かれた偽跋と考えられる<sup>20</sup>。董其昌の万曆三〇年跋については、跋文の署名を含めた書風<sup>21</sup>やほぼ同時期に「古詩四帖」を「戲鴻堂法書」七巻に録入していることから考えて真蹟と見られる。ただし、後述するように、「戲鴻堂法書」所収の董其昌跋は「古詩四帖」所載の董其昌跋の内容とは異なっている。

また、散佚して現在確認することができない、元の栄僧肇（生卒年不詳）跋、明の項元汴跋及び上記の董其昌万曆三〇年跋とは別の董其昌跋についても、文献や法帖からの信憑性について検討しておこう。まず、元の栄僧肇跋は、明の『珊瑚網』巻一・『書画題跋記』続巻一、清の『式古堂書画彙考』巻六・『平生壯觀』巻一に収録され、その末に「至正庚午蕤賓節日」（『珊瑚網』巻一、「蕤賓節日」は五月

五日のこと」と紀年が見えるが、至正年間には「庚午」の年はなく、誤写もしくは偽跋の可能性を示したものといえよう<sup>(22)</sup>。しかしながら、項元汴跋の冒頭に、

右題中已極詳備如此。(『珊瑚網』卷一)

との指摘があることから、元の栄僧肇跋は、少なくとも明の項元汴以前に書かれた跋文と見ることができるとも明跋も栄僧肇と同様の文献に収録され、かつ「古詩四帖」には項元汴の印章が数多くあるため(表2)、この跋文はある程度信頼することができよう。董其昌跋は「戲鴻堂法書」巻七に刻入されたもので、「古詩四帖」に見られる董其昌跋の内容とは異なっている。この跋文には紀年はないが、「戲鴻堂法書」の完成した万曆三十一年(一六〇三)以前に書かれたものと見られ、また、董其昌『容台別集』巻三、同『画禅室随筆』巻一、「評旧帖」、「跋張旭草書」にもほぼ同文が収録されていることから、この跋文の信憑性は高いといえよう。

## (二) 「古詩四帖」の伝来について

では、上記の印章・題跋の考察の結果を踏まえて、表1に示した文献と総合して「古詩四帖」の伝来について確認

しておこう。

豊坊跋には、「子晋讚」以降の一九行を欠いた石刻本で、唐の沈佺師(大曆四く太和元、七六九―八二七)跋を附したものと記され、また、項元汴跋には北宋の嘉祐年間(一〇五六―一〇六三)の「不全拓墨本」が見られたと述べている<sup>(23)</sup>。しかしながら、豊坊所見の石刻本の詳細は不明であり、また、項元汴が過眼したとされる「不全拓墨本」は上海博物館蔵「晋書樓帖」と見られるが、北宋の嘉祐年間の拓とする根拠がないので<sup>(24)</sup>、「古詩四帖」の確実な伝来は北宋の宣和年間(一一一九―一二二五)までとすることができよう<sup>(25)</sup>。

その後の伝来の過程は、「古詩四帖」の前隔水に見られる趙孟堅の印章、『悦生所藏書画別録』・『雲煙過眼録』巻上・『趙蘭坡所藏書画目錄』の記載<sup>(26)</sup>、「古詩四帖」前隔水に見られる賈似道(嘉定六く徳祐元、一二二二―一二七五)の印章などを信ずれば、南宋末に趙孟堅が収蔵もしくは過眼し、ほぼ同時期に賈似道、少し後の元初には趙与勳(生卒年不詳)が収蔵し、至正年間(一三四一―一三六七)には栄僧肇が跋文を書いたことになる。

明代には、華夏が収蔵し、嘉靖二八年(一五四九)、華

夏は豊坊に「古詩四帖」の鑑定を依頼している<sup>(27)</sup>。王世貞（嘉靖五〇万曆一八、一五二六一一五九〇）は、華夏の収蔵前後の「古詩四帖」の伝来に関して、

陝西刻謝靈運書、非也。乃中載靈運詩耳。内尚有唐人兩絕句、亦非全文。真蹟在蕩口華氏。凡四十年購古跡而始全、以為延津之合。屬豊道生鑒定、謂為賀知章、無的攬。然適後之甚、上可以擬知章、下亦不失周越也。

（王世貞『弇州山人四部稿』卷一五三、「芸苑卮言」附録三<sup>(28)</sup>）

と述べ、華夏は分散していた「古詩四帖」の断片を四〇年の歲月をかけて収集したという。この記述によって、華夏の収蔵以前は「古詩四帖」は分散して伝わっていたと考えられるため、これまで見てきた華夏の収蔵以前の伝来も「古詩四帖」の伝来の一端を示したものとえよう<sup>(29)</sup>。なお、王世貞が指摘する「古詩四帖」に見られる唐人の絶句二首は現存していない<sup>(30)</sup>。華夏の収蔵以後、項元汴の手に渡り、この時に現在見ることできる「古詩四帖」の形式に装幀されたのであろう<sup>(31)</sup>。項元汴の死後、「古詩四帖」はその第五子である項徳宏（生卒年不詳）が継承、万曆三〇年（一六〇二）に董其昌が過眼して跋文を書き、「古詩四

帖」の筆者を張旭の書に比定、翌年「戲鴻堂法書」巻七に刻するにあたり、新たに跋文を書き起こしている<sup>(32)</sup>。その後も項氏が有していたものと考えられるが、項氏の収蔵品の多くは清の順治二年（一六四五）に掠奪に遭っているため、この時に項氏の手から離れた可能性が高い<sup>(33)</sup>。なお、明末の「玉烟堂帖」や「潑墨斎法書」<sup>(34)</sup>には「古詩四帖」の庾信「步虚詞」の部分のみを張旭の書として刻入している<sup>(35)</sup>。

清代になると、顧復（？〜康熙三二以降、？〜一六九二以降）や宋犖の収蔵を経て、乾隆帝以降は、清の内府に帰している<sup>(35)</sup>。ちなみに、顧復の『平生壯觀』（康熙三十一年〔一六九二〕自序）には元の榮僧肇、明の豊坊・項元汴・董其昌の各跋を収録するが、『石渠宝笈』初編巻三二（乾隆九年〔一七四四〕序）には榮僧肇と項元汴の跋文が記録されていないため、清内府収蔵以前に両跋とともに散佚したのであろう。「古詩四帖」は清朝崩壊後も溥儀によって所有されていたため、天津・長春・満州国へと持ち出され、戦後、人民解放軍により接收、東北人民銀行・東北文物管理委員会を経て、東北博物館（現在の遼寧省博物館）に収蔵されている<sup>(36)</sup>。

### (三)「古詩四帖」の別本について

まず、「古詩四帖」が収録されている歴代の文献や法帖に見える「古詩四帖」の筆者についての諸説を表1をもとに確認しておこう。「古詩四帖」の初出は北宋の『宣和書譜』巻一六であり、筆者を謝靈運としている。『宣和書譜』以降、南宋の『悦生所藏書画別録』・『趙蘭坡所藏書画目錄』・『雲烟過眼録』、元の栄僧肇跋もこの説を踏襲している。前掲の啓功氏の論考では、「古詩四帖」第一九行目にある「謝靈運王」の「王」の初画は削り取られて「書」字に改変され、当時、この部分が巻末に置かれていたために謝靈運の書とされてきたのだらうと、謝靈運説の根拠を推察している。

明の豊坊は従来 of 謝靈運説が妥当ではないことをはじめて論証している。すなわち、「古詩四帖」の本文が唐の『初学記』にある謝靈運と庾信の詩をもとに書かれており、謝靈運自身が後代の庾信の詩を書くことはできないとし、豊坊自身は筆者を賀知章（顕慶四〜天宝三、六五九〜七四四）に比定している。「古詩四帖」は後述するように通行の『初学記』との異同が見られるが、謝靈運の「王子晋讚」「巖下一老公四五少年讚」は『初学記』にのみ収録されているこ

とからも豊坊の論証は穩当であらう。

明末の董其昌は、明代に伝わっていた張旭の肉筆の作品とされる「烟条詩」や「宛谿詩」と「古詩四帖」の筆法が同一であること、また、北宋の黄庭堅（慶曆五〜崇寧四、一〇四五〜一一〇五）の言説（「旭肥素瘦」）を引いて、「古詩四帖」に見られる線条の肉厚さが張旭の書風と一致していることを根拠に、「古詩四帖」を張旭の書に同定している。董其昌以降、明代の法帖である陳瓛「玉烟堂帖」（万曆四〇年（一六一二）・王秉錚「潑墨齋法書」や清代の文献である『平生壯觀』・『石渠宝笈』初編もこの説を踏襲しており、その当否は別として、ここに「古詩四帖」の筆者を張旭とする説が確立したといえよう。なお、上記のほかに、明代には唐の太宗（在位武徳九〜貞觀二三、六二六〜六四九）説（豊坊跋）や懷素（生卒年不詳）説（董其昌万曆三〇年跋）、また、筆者は特定しないものの、上は唐の賀知章から下は北宋の周越（生卒年不詳）までとする説（王世貞『弇州山人四部稿』卷一五三、「芸苑卮言」附録三）が見られるが、定論となるには至っていない。

上記の「古詩四帖」の筆者についての諸説を整理すると、豊坊によって謝靈運説は否定され、董其昌以降、「古詩四



帖」の筆者を張旭とする説が定説となったといえよう。このような状況にもかかわらず、明末の汪何玉（万曆一五〇？、一五八七—？）『珊瑚網』巻一・郁逢慶（生卒年不詳）『書画題跋記』続巻一、清初の卞永譽（順治二—康熙五一、一六四五—一七二二）『式古堂書画彙考』巻六ではなおも謝靈運説を踏襲している。この点に関しては、ほとんどの先行研究において上述した矛盾を考慮には入れずに、上記の三文献に見える「古詩四帖」が遼寧省博物館蔵「古詩四帖」のことを指していると考えているが、前掲の王鉄氏は遼寧省博物館蔵「古詩四帖」とは別の「古詩四帖」であると捉えている。この王鉄氏の見解は妥当であると思われるが、王鉄氏は上記の三文献の十分な検討を行わなかったために、これらの文献に見える「古詩四帖」を遼寧省博物館蔵「古詩四帖」の祖本と捉えている。したがって、本稿では上記の三文献を再検討し、遼寧省博物館蔵「古詩四帖」との関係について論じておきたい。

上記の三文献はともに「謝康楽古詩帖」<sup>37</sup>と題し、本文及び前掲の元の栄僧肇跋と明の項元汴跋を収録しているため、上記の三文献に見える「古詩四帖」は同一のものと考えられる。また、上記の三文献に収録された「古詩四帖」

が遼寧省博物館蔵「古詩四帖」とは異なっていると考えられる理由は、『書画題跋記』の本編では豊坊の「真賞齋賦并序」にある、「子山（庾信）歩虚、康楽二賛、草聖擬於季真（賀知章）」につけた割注に豊坊跋を引いているが、続編では「謝康楽古詩帖」と題し、豊坊の跋に関しては言及せずに、元の栄僧肇と明の項元汴の二跋を引いていることから明らかのように、『書画題跋記』の本編（巻五）と続編（巻二）に記載する「古詩四帖」の内容が相違しているからである。また、前掲の清初に書かれた『平生壯観』には元の栄僧肇、明の豊坊・項元汴・董其昌の跋のすべてが備わっているが、『平生壯観』執筆以前の上記の三文献には栄僧肇と項元汴の二跋しか収録されていないためである。

次に、遼寧省博物館蔵「古詩四帖」と上記の三文献に見える「古詩四帖」の関係について見ておきたい。遼寧省博物館蔵「古詩四帖」は前項で確認したように、伝来は北宋まで遡ることができるため、上記の三文献に見える「古詩四帖」が別本と考えるのが穏当であろう。

この別本の制作時期に関しては、別本に見える本文が遼寧省博物館蔵「古詩四帖」の体裁と同じであるため、制作時期の上限は明の項元汴の収蔵時<sup>38</sup>とすることができ、制

作時期の下限は『珊瑚網』の書かれた明の崇禎一六年（一六四三）とすることができよう。汪氏は汪柯玉の父汪繼美（生卒年不詳）の代から書画の収蔵を通じて項氏と深い親交があったため<sup>(39)</sup>、おそらくこの別本は項氏のもので作られ、項氏と関係の深かった汪氏に渡ったものと思われる。そして、『式古堂書画彙考』以降の文献にはこの別本に関する言及が見られないことから、清初には散佚したのである。

つづいて、上記の三文献に見える「謝康樂古詩帖」という題名及び榮僧肇と項元汴の二跋の關係からこの別本が作られた背景について考えてみたい。前述したように、上記の三文献以後に刊行された『平生壯觀』には榮僧肇・豊坊・項元汴・董其昌の跋文がすべて確認できるので、別本に見える榮僧肇と項元汴の二跋は摹写された可能性が高い。では、項氏の収蔵時には豊坊や董其昌の跋文が見られなかったにもかかわらず、なぜこれらの跋文も合わせて摹写されなかったのであろうか。おそらく「古詩四帖」の筆者について詳細な考察が見られる豊坊や董其昌の跋文では、この別本を「謝康樂古詩帖」と題して、謝靈運の書とするには都合が悪かったからであろう。したがって、この別本は謝

靈運の偽作として作られた背景があるように思われる。

## 二 「古詩四帖」の制作時期

### (一) 張珩氏の筆者複數人説について

張珩氏は「古詩四帖」の書風から、巻頭の數行は元から明初人の書、巻中は黃庭堅風の書、巻後の數行は唐人の書に推定するという、筆者複數人説を主張している。前掲の王世貞が指摘するように、明の華夏の収蔵以前には「古詩四帖」が分散して伝わっており、明代以前の通伝の過程で別人の書が混入したとも考えられる。ただし、少なくとも「古詩四帖」の巻頭には徽宗の「天水双龍印」が押されており、巻頭の數行が元から明初人の書であるという説は妥当とはいえない。

ここで「古詩四帖」の書蹟の分析を通じて張珩氏の筆者複數人説を検証しておきたい。まずは「古詩四帖」の全巻にわたって共通している字体や字形が確認することができるので、以下にその特徴を記しておこう。「古詩四帖」の中で重複して用いられた文字はすべて共通の字体<sup>(40)</sup>で書かれており、なかでも「北」1・11、「華」6と「譚」26、「四」

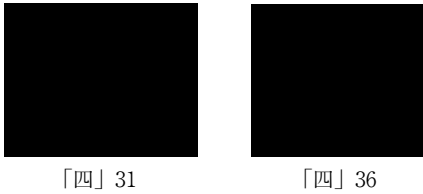


図3 重複して見られる字体

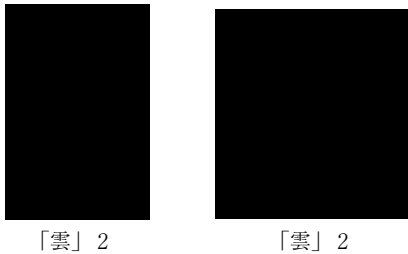


図4 類似を見ない字形

31・36(図3)は、「古詩四帖」以外に類例をみない字体で書かれている。また、「雲」2・12、「霞」4、「霽」5、「靈」19の「雨」(図4)、「家」10の「宀」(図4)、「虚」17の「虍」の横画から縦画へ向かう部分、「泉」4、「水」12の「水」、「泉」4、「年」22の極端に彎曲させた縦画、「元」9の「儿」の結び、「分」16、「紛」29の「分」の点の打ち方も「古詩四帖」以外に類例を見ない字形で書かれている。このほかに、概ね全巻を通じて、紙の下方に書き進めるに従って文字が詰まるといった特徴や、後述するような摹本の特徴が散見

される。したがって、本稿では「古詩四帖」は同一の筆者によって同時期に書かれたものと捉えたい。

## (二) 啓功・徐邦達両氏の宋諱説について

前掲の豊坊跋に見えるように、「古詩四帖」の本文は開元一五年(七二七)に成立した『初学記』卷二三、「道釈部」、「僊第二」をもとにして書かれたものである。現在見ることのできる「古詩四帖」には謝靈運の二詩に詩題があることから考えて、庾信の詩の前にも「歩虚詞」という詩題が書かれていたことが考えられ、「古詩四帖」の本幅は現在よりも長巻であった可能性がある。

さて、「古詩四帖」の本文に関しては、前掲の啓功・徐邦達の両氏が「古詩四帖」に見られる宋諱と推定した「丹」字を根拠に「古詩四帖」の制作時期を北宋の大中祥符五年(二〇二二)一〇月二四日以降としている。つまり、「古詩四帖」では宋の帝室である趙氏の始祖の「玄朗」という諱を避けて、『初学記』にある「北閣臨玄水、南宮坐絳雲」の「玄」字を「丹」字に替えたという。また、『初学記』に見える庾信の句が陰陽五行説にもとづいて「北」字と「玄」字(黒)、「南」字と「絳」字(赤)というように方位と色

彩に対応させているが、「古詩四帖」では、「玄」字を「丹」字に替えたことで南北ともに赤色となり、意味上の齟齬を来しているという。それにもかかわらず、あえて「丹」字を用いているところに両氏は避諱である理由を求めている<sup>(41)</sup>。前掲の楊仁愷氏はこの両氏の見解に対し、「玄」字を避諱する場合には欠筆もしくは「元」字に改字するのが通例であって「丹」字に改める例はなく、また、「丹水」は酈道元（天安元）延興二〇〜孝昌三、四六六（四七二―五二七）の『水経注』に見えるように河川の名称であって、色彩とは関係がないと反論している。

上記の議論では、啓功・徐邦達の両氏と楊仁愷氏の双方はともに『初学記』のテキスト及び「古詩四帖」に見られる「丹」字の筆蹟に関しては検討を加えていないので、この観点から宋諱説を検証しておこう。『初学記』のテキストは、清の古香齋袖珍本を底本とし、明の安国（成化一七〜嘉靖一三、一四八一―一五三四）本及び清の嚴可均（乾隆二七〜道光二三、一七六二―一八四三）と陸心源（道光一四〜光緒二〇、一八三四―一八九四）が校録した異文を合わせた校勘表を附した中華書局本（一九六二年初版）と線装書局から二〇〇二年に出版された南宋初期の版本とされ

る宮内庁書陵部蔵本の二書によって大概の伝本を網羅することができよう<sup>(42)</sup>。上記の『初学記』の二書の当該部分にはそれほど差異は認められないが、この二書と「古詩四帖」の本文を対照すると、かなりの異同が見られる（表3）。

また、庾信の「歩虚詞」は、唐の欧陽詢（永定元〜貞観一五、五五七―六四二）『芸文類聚』卷七八、北宋の李昉（同光三〜至道二、九二五―九九六）『文苑英華』卷一九三・郭茂倩（生卒年不詳）『樂府詩集』卷七八、明の屠隆（嘉靖二一〜万曆三三、一五四二―一六〇五）刊本『庾子山集』卷二・馮惟訥（？〜隆慶六、？―一五七二）編『詩紀』卷一四・張溥（万曆三〇〜崇禎一四、一六〇二―一六四一）編『漢魏六朝百三家集』北周第三にも収録されているのでこれらの文献も参照したが（表3）、前掲の『初学記』の二書と同様に「古詩四帖」の本文とかなりの異同が見られた<sup>(43)</sup>。

よって、「古詩四帖」の本文は「古詩四帖」の筆写の行われた北宋以前の異本に従った可能性が高い。また、啓功・徐邦達の両氏が宋諱と指摘した「丹」字については、南宋初期の版本とされる宮内庁書陵部蔵本をはじめとして、前掲の「歩虚詞」所収の書籍はすべて「玄」字に作ってい

るため、楊仁愷氏のいうように宋諱ではない可能性もある。

一方、「古詩四帖」の「丹」字の筆順を見ると「丹」字の前の「臨」字から連続して「丹」字の中央の点を打っていることがわかる(図1)。このように点をはじめに打つ「丹」字の筆順は「古詩四帖」以外に類例を見ないものであり、また、点を打った直後の筆勢が「丹」字の横画へ向かっていることから推察すると、「玄」字の点を書き、次の横画に書き進めたあとに、この文字が避諱であることに気づいて「丹」字に訂正したとも考えられる。したがって、この「丹」字の考察だけでは「古詩四帖」の制作時期を特定することは困難といえよう。

### (三) 熊秉明氏の臨本説について

熊秉明氏は「古詩四帖」の具体的な文字を挙げて「古詩四帖」が臨本であることを論証しており、この説は妥当な見解であると考えられる<sup>(4)</sup>。本稿ではこの熊秉明氏の論証を踏まえた上で、「古詩四帖」の臨本がどの程度原本の姿を伝えているのかを検証しておきたい。

熊秉明氏は「侯」7に淡墨による補筆が見られると指摘しているが、この淡墨の部分は単なる補筆とは考えにくい。

すなわち、「侯」7以外にも「古詩四帖」の全巻にわたって同様の二筆で書いたような不自然な線条を持つ文字が見られるからである。具体的には、「雲」2、「景」3、「出」3、「霞」4、「華」6、「花」8、「酒」9、「上」24、「公」30、「別」37、「賢」40の上側、「燭」2、「看」6、「齊」7、「元」9、「丹」11、「王」19、「麗」21、「之」22、「万」22、「巖」34、「対」35の下側、「倒」3、「煙」4、「泥」13、「印」13、「路」33、「粮」33、「絶」33の右側、「淑」21の左側、「運」19、「五」31、「采」32、「過」34、「其」38の中間、「桃」7、「龍」13、「曠」25、「年」31、「讚」31、「息」34、「下」34、「相」35、「必」40の全体に確認することができる。なかでも「燭」2、「華」6、「侯」7のように、同一の線条の中に淡墨と濃墨が完全に分離した「ぶれ」が見られたり(図5)、「看」6、「泥」13、「賢」40のように、淡墨と濃墨の線条に「ずれ」のあるものも看取される(図6)。このような「ぶれ」や「ずれ」は、淡墨で下書きした上に濃墨で重ね書きをしたことを示す証左といえよう。ゆえに、「古詩四帖」のほぼ全巻にわたって、比較的渴筆の割合が高い文字の線条に墨調の不自然なものが見られるのは、おそらくこのような重ね書きの技法が用いられたためであろう。

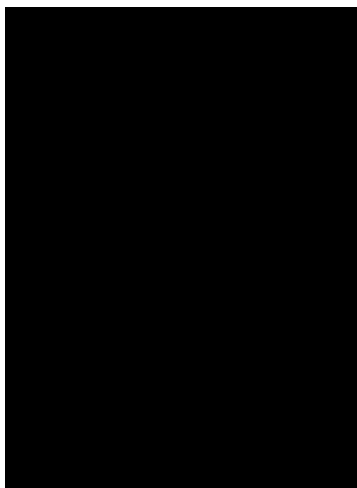


図8 「虚」17

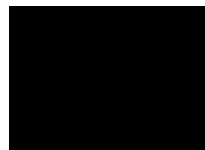


図5 「侯」7 (部分)

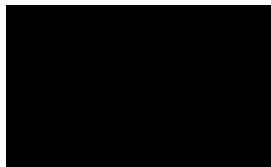


図6 「賢」40 (部分)

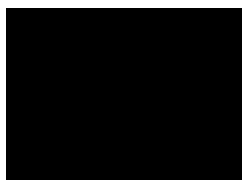


図7 「浮」27 (部分)

同様に、比較的潤筆の割合が高い文字にも二筆で書いたような不自然な線条が、「泉」4、「宮」12、「上」15、「虚」17、「登」24、「公」28、「対」35の上側、「清」25、「浮」27の右側、「譚」26の左側、「衡」32の全体に見られる。特に「宮」12、「上」15、「浮」27には顕著に見られるこのような「ずれ」(図7)は、濃墨の細い線条で下書きをしてから、その上に濃墨で重ね書きをしたことを示しているといえよう。このように考えると、「虚」17(図8)の上部に見られる不自然な線条の細太の変化も理解しやすい。すなわち、本来であれば「疋」の細い縦画は太く書かれなければならないが、重ね書きをする段階になって筆路がわからなくなり、下書きの筆路に沿わないで書いたために、細いままに残ってしまったのであろう。

したがって、「古詩四帖」の比較的渴筆の割合が高い文字の線条には淡墨で、比較的潤筆の割合が高い文字の線条には濃墨の細い線条で下書きをしてから、その上に濃墨で重ね書きをしていることが考えられるので、現在見ることでできる「古詩四帖」は原本にもとづいて摹写されたものとすることができよう。ただし、「古詩四帖」は忠実な摹写によって作られた摹本ではなく、熊秉明氏が指摘するよ

うに臨本に近いものといえよう。つまり、「古詩四帖」には上記に考察した「ぶれ」や「ずれ」が多数見られ、さらに、全巻を通じて線条の変化や運筆には躍動感が見られるため、比較的自由に書かれたと考えられるからである。

ちなみに、前述した「古詩四帖」の伝来はすべてこの臨本のものであり、「古詩四帖」の原本について伝来から辿るのは難しい状況にある。したがって、ある程度原本を反映したと考えられる遼寧省博物館蔵「古詩四帖」をもとに、原本の実態を考えていく必要がある。

#### おわりに

以上の考察によって、「古詩四帖」は原本の下書きにもとづいて書かれた可能性が高く、「古詩四帖」の制作時期に關しては、「古詩四帖」の書蹟の分析によって、同一の筆者によって同一の時期に書かれたものと推察される。また、

伝来の検討によって、「古詩四帖」の制作時期の下限については北宋の宣和年間（一一一九―一二二五）と推定され、制作時期の上限に關しては、「古詩四帖」の本文の考察などによって、大中祥符四年（一一〇二）という上限を導いた啓功・徐邦達両氏の提唱する宋諱説には疑問がもたれるため、暫定的に『初学記』の成立した唐の開元一五年（七二七）とする結論に至った。なお、明末清初のころには項氏のもとで制作された別本が存在していたことも明らかとなった。

今後は、「古詩四帖」に見られる字体や字形、「古詩四帖」の唐宋の草書の変遷過程における位置についても考察を行い、これらを手がかりとして「古詩四帖」の筆者を含めた制作時期の検討をさらに深めていきたい。また、「古詩四帖」の原本の実態やその制作時期についても、ある程度原本を反映したと考えられる遼寧省博物館蔵「古詩四帖」をもとに検討したいと考えている。

## 註

- 1 徐英章「唐張旭草書古詩四帖卷」(遼寧省博物館編『書畫著錄・書法卷』)、遼寧美術出版社、一九九八、五四―六二頁。
- 2 拙稿「張旭「自言帖」の真偽について」(『芸術学研究』一一、二〇〇七、一七一―二七頁)。
- 3 以下で紹介する先行研究以外にも、王壯弘「碑帖鑒別常識」(上海書畫出版社、一九八五、一二二頁)、澤田雅弘「草書古詩四帖」(春名好重編『書道基本用語詞典』、中教出版、一九九一、五六四―五六五頁)、鶴田一雄『ヴィジュアル書芸術全集』六(雄山閣出版社、一九九三、九九頁)、西林昭一『書の文化史』中(二玄社、一九九七、二四三頁)がある。
- 4 楊仁愷『唐張旭草書古詩四帖』(文物出版社、一九六一)「釈文」・「附記」、同「試談張旭的書法風貌和關於《古詩四帖》的初步探索」(『書法』、一九七八年第一期、二三―二五頁)、同解説・五味充子訳「古詩四帖」(遼寧省博物館編『中国の博物館』三 遼寧省博物館、講談社、一九八二、二〇四頁)、同「張旭的草書面貌和他的《古詩四帖》」(同『沐雨樓書畫論稿』、上海人民美術出版社、一九八八、三二〇―三二五頁)、同「国宝沈浮録―故宮散佚書畫見聞考略」(上海人民美術出版社、一九九一、一〇一―一〇二頁。遼海出版社本(一九九九、五八―五九頁)、上海世紀出版股份有限公司・上海古籍出版社本(二〇〇七、五〇―五一頁)に再録)、同「唐張旭的書風和他的《古詩四帖》」(同『楊仁愷書畫鑒定集』、河南美術出版社、一九九九、二二七―二三四頁)、同「中国書畫研究」(上海世紀出版股份有限公司・上海古籍出版社、二九八―三〇四頁)に再録)。
- 5 沈尹默『書法論叢』(上海教育出版社、一九七八、三〇頁)、謝稚柳「唐張旭草書《古詩四帖》」(『鑒余雜稿』、一九七九、上海人民美術出版社、五九―六三頁。『遼寧省博物館藏寶録』(上海文芸出版社・三聯書店有限公司、一九九四、一六五―一六六頁)、『中国古代書畫研究十論』(復旦大学出版社、二〇〇四、四〇―四六頁)に再録)、李秉仁「從狡獸暴駭談張旭草書」(『書譜』第二期、一九七五、一〇―一一頁)、羅春政「張旭草書《古詩四帖》」(『文物天地』一九八三年第六期、四七頁)、董彥明「張旭草書古詩四帖卷」解説(『中国



- 書跡大觀』四 遼寧省博物館上、講談社、一九八六、二一八—二一九頁)、濯漑「古詩四帖」解説(『中国美術全集』書法篆刻編三 隋唐五代書法、人民美術出版社、一九八九、二九頁)、馬宝傑「張旭古詩四帖」(梁白泉主編『国宝大觀』、上海文化出版社、一九九〇、五八七—五八九頁)、石川九楊「文体Ⅱ書体の嚆矢張旭」『古詩四帖』(『中国書史』、京都大学学術出版会、一九九六、一九七—二〇四頁)、由智超「張旭《古詩四帖》書法芸術賞析」(『書法叢刊』総第四七期、一九九六年第三期、一八一—二七頁)、沈樂平「古典名作解析—張旭《古詩四帖》《肚痛帖》《冠軍帖》」(『新編草書入門五十講』、浙江古籍出版社、二〇〇二、四八一—五〇頁)、劉士文·孫運昌執筆部分「古詩四帖」(『中国芸術史』書法篆刻卷上、河北人民出版社、二〇〇六、九三一—九三三頁)。
- 6 伏見冲敬『書跡名品叢刊』一六八解説(二 亥社、一九七二、一〇二—一〇三頁)、中田勇次郎「草書古詩四帖」解説(『書道芸術』五、中央公論社、一九七二、一九七—一九八頁。同『中田勇次郎著作集』一〇(二 亥社、一九八七、一六〇—一六二頁)に再録)、石峻
- 7 啓功「旧題張旭草書古詩帖弁」(『啓功叢稿』、中華書局、一九八一、九〇—一〇〇頁。『啓功叢稿』論文卷〔中華書局、一九九九、六九—八〇頁〕に再録)、徐邦達「旧題張旭古詩四帖時代作者考弁」(『美術史論叢刊』三、一九八二、文化芸術出版社、一二九—一三八頁。同『古書画偽訛考弁』上卷：文字部分〔江蘇古籍出版社、一九八四、九四—九七頁〕に再録)、同編「重訂清故宮旧藏書画録」(人民美術出版社、一九九七、二頁)。
- 8 王公治「《張旭草書古詩四帖》作者探考」(『復旦學報』社会科学版、一九八九年第五期、五六—六二頁)、中国古代書画鑑定組編『中国古代書画目錄』八(文物出版社、一九九三、一頁。同『中国古代書画図目』一五〔文物出版社、一九九七、三三五頁〕に再録)、王乃棟『中国書法墨迹鑑定図典』(文物出版社、二〇〇四、四二頁)。
- 9 王鉄「弁疑《古詩四帖》」(『書法』総二〇六期、二〇〇六年第一期、三四—四〇頁)。

- 10 張珩「張旭草書四詩帖卷」(『木雁齋書畫鑒賞筆記』書法二、文物出版社、二〇〇〇、五三一六七頁)。本書は張珩氏没後に刊行されたものであり、当該部分は一九六一年に執筆されたものであるという。
- 11 熊秉明「疑張旭古詩四帖是一個臨本」(『書譜』総第四期、第八卷第一期、一九八二、一八一―二五頁)。
- 12 表1は先行研究で指摘されている文献に加え、朱家溍主編『歷代著録法書目』(紫禁城出版社、一九九七、四〇二・二二〇―二二五頁)、盧輔聖主編『中国書畫文獻索引』上下(上海書畫出版社、二〇〇五、一一八―一一九〇・一七三〇・一七三三―一七三四・一九七二頁)、容庚編『叢帖目』一〜四(中華書局香港分局、一九八〇―一九八六)に依拠する。
- 13 本稿で用いる「印章」とは、収蔵者の押した「鑑蔵印」(「収蔵印」と、ある収蔵者のもとで過眼した人物が押した「鑑賞印」のことを指す。
- 14 表2に記した印章は、『唐張旭草書古詩四帖』に見られる範囲内で判読のできた印章に限られている。なお、『唐張旭草書古詩四帖』は前隔水の一部、後隔水の一部の図版が欠落している。当該部分は前掲注1参照。
- 15 徐邦達「再談古書畫鑒別一歎、印、題跋及其对古書畫的鑒定作用」(『故宮博物院院刊』一九七九年第三期、七七―八四頁。同『古書畫鑒定概論』(文物出版社、一九八一、二九―四二頁)に再録)。
- 16 前掲注15。
- 17 『珊瑚網』卷一所収「項元汴跋」に、「上有五代以前印璽、為庸人擦去、可惜。」とある。以下、『珊瑚網』のテキストは文淵閣四庫全書本を影印した台湾商務印書館本(一九八三―一九八六)とする。
- 18 以下、単に「豊坊跋」という場合は豊坊跋①のことを指す。
- 19 上海博物館編『中国書畫家印鑑款識』下(文物出版社、一九八七、一五三七―一五四〇頁)、宋拓漢婁壽碑(清雅堂、一九五九)所収「豊坊嘉靖二八年(一五四九)年跋」による。
- 20 豊坊跋②に関しては、前掲注5謝稚柳氏、前掲注7啓功・徐邦達両氏、前掲注9王鉄氏の各論考を参照。なお、前掲注5馬宝傑氏、前掲注6中田勇次郎氏の両論考ではこの豊坊跋②を豊坊の真蹟と見ている。
- 21 前掲注19『中国書畫家印鑑款識』下(一三〇四―一三

- 一三頁)による。
- 22 前掲注6中田勇次郎氏の論考では誤写と見ている。
- 23 豊坊跋、『珊瑚網』卷一所収「項元汴跋」参照。なお、豊坊は沈佺師跋を偽跋と指摘している。また、豊坊は「二九行」というが「二二行」の誤りか。
- 24 「晋書樓帖」は本稿執筆の段階では実見を果たせていない。葉恭綽『遐庵彙稿』、「旧題謝靈運古詩帖跋」(民国三五年増訂本、文海出版社、一九七三、四二五―四二六頁)、沈宗威・李敏君「宋搨《晋書樓帖》述略」(『上海博物館集刊』第二期、一九八三、九〇―九四頁)、同「《謝靈運詩帖訂誤―《晋書樓帖》紬繹之一》」(『上海博物館集刊』第五期、一九九〇、二九―三四頁)、顧音海・余彦焱「読《晋書樓帖》札記」(『上海博物館集刊』第七期、一九九六、四二―四三三頁)参照。
- 25 「古詩四帖」所収の徽宗の諸印、『宣和書譜』卷一六による。
- 26 『悦生所藏書画別録』・『趙蘭坡所藏書画目錄』はともに黄賓虹他編『美術叢書』四集第一〇輯(芸文印書館、一九七五)に収録。両書は『式古堂書画彙考』卷四「賈似道悦生堂別録」・『雲烟過眼録』卷上の記載と近
- 27 「古詩四帖」所収の豊坊跋、華夏・豊坊の印章や「書画題跋記」卷五、豊坊「真賞齋賦并序」による。
- 28 『弇州山人四部稿』のテキストは、筑波大学附属図書館所蔵本(世経堂刻、万曆五〔二五七七〕序)とする。なお、「陝西刻謝靈運書」は当時の西安碑林に所蔵されていたものとも考えられるが、詳細は不明である。
- 29 この点については、前掲注7啓功「旧題張旭草書古詩帖弁」(九四頁)参照。豊坊跋では『雲烟過眼録』の「賀知章古詩帖」を引いて「古詩四帖」の一部と推定しているが、『雲烟過眼録』(十万卷樓叢書本)では「賀知章詩帖」に作る。
- 30 この唐人の絶句二首に関しては、前掲注6伏見冲敬氏の論考では「古詩四帖」の詩句を誤って指摘したものとして、前掲注7啓功氏の論考では王世貞のよ
- 31 「古詩四帖」の色箋の継ぎ目に押された項元汴の騎縫印や、『珊瑚網』卷一所収項元汴跋にある「装背錯序、うな博学が、「古詩四帖」に見られる六朝人の八句や一〇句の詩と唐人の絶句を誤認するとは考えがたいと論じている。

細尋繹之、方能成章。」による。

- 32 「董其昌万曆三〇年跋」、「戲鴻堂法書」卷七所収董其昌跋による。なお、項元汴とその一族に関しては、鄭銀淑『項元汴之書画收藏与芸術』（文史哲出版社、一九八四）参照。

- 33 項氏の収蔵品の掠奪に関しては、湖北省博物館蔵項聖謨「三招隱図」自跋（中国古代書画鑑定組編『中国古  
代書画図目』一八、文物出版社、一九九八、八〇頁）、  
姜紹書『韻石齋筆談』卷下、「項墨林収蔵」、朱彝尊  
『曝書亭集』卷五四、「項子京画卷跋」参照。

- 34 本稿執筆の段階では両帖ともに実見を果たせていない。  
なお、「玉烟堂帖」収録の「古詩四帖」の部分は前掲  
注24「読《晋書樓帖》札記」によると、「晋書樓帖」  
をもとに刻された可能性が高いという。また、「潑墨齋  
斎法書」は、張伯英「張伯英碑帖論稿」一、「潑墨齋  
法帖十卷 金壇王氏本」（河北教育出版社、二〇〇六、  
二〇八一―二〇〇頁）によると「戲鴻堂法書」を底本に  
しているという。

- 35 『平生壯觀』卷一（以下、テキストは上海人民美術出版社  
社本（浙江省文物管理委員會蔵蔣氏宋体精鈔本を影印、

一九六二とする）には「後有靈運二字款」との指摘

あるが、「古詩四帖」には確認できない。清内府の収蔵  
蔵に関しては、「古詩四帖」所収の印章、「石渠宝笈」  
初編卷三一による。なお、前掲注4楊仁愷『唐張旭草  
書古詩四帖』、「附記」において、清朝では「古詩四帖」  
を贋本と見なしていると述べている。これは同氏の

「試談張旭的書法風貌和関于《古詩四帖》的初步探索」  
によって『石渠宝笈』の記載にもとづいていることが  
わかるが、五味充子氏が前掲注4『中国の博物館』三  
で指摘しているように、通行の『石渠宝笈』にはこの  
記載は確認できない。先行研究にはこの楊仁愷氏の見  
解を踏襲しているものが多い。

- 36 「古詩四帖」に押された印章、「東北博物館珍藏之印」  
及び前掲注3徐英章氏の論考、前掲注4楊仁愷『国宝  
浮沈録』（九六―一二六頁）による。

- 37 以下、『書画題跋記』『式古堂書画彙考』のテキストは  
文淵閣四庫全書本を影印した台湾商務印書館本（一九  
八三―一九八六）とする。

- 38 前掲注31「項元汴跋」引用部分による。  
39 前掲注16「項元汴之書画收藏与芸術」（五八頁）参照。

40 本稿でいう「字体」とは、「學」と「学」の違いに見られるような「文字の骨組み」として概念的に想定されるものを指す。「字形」とは「字体」の低位概念であり、「学」の初画の点の長短の差異に見られるような「字体」内における文字の形状のことを指す。昭和五

六年一〇月一日内閣公示第一号「常用漢字表」参照。

41 前掲注8王公治氏の論考によると、『山海経』に「丹以赤為主、黑白皆丹之類。」とあり、この「丹」字には黒色の意があるという。したがって、「古詩四帖」で

「丹」字を用いたのは巧妙な避諱であるという。

42 司義祖『初学記』、「点校説明」（中華書局、一九六二、一―四頁）、劉玉才『初学記』影印説明」（『日本宮内庁書陵部藏宋元版漢籍影印叢書』第一輯、線装書局、二〇〇二）。

43 上記の文献のテキストは以下を参照した。『芸文類聚』は上海図書館藏宋初紹興間浙刻本（中華書局香港分局、一九七三）、『文苑英華』は北京図書館藏明刊本（中華書局、一九六六）、『樂府詩集』は文学古籍刊行社影印宋本（中華書局、一九七九）、明屠隆刊本『庾子山集』は四部叢刊初編本（上海商務印書館）、『詩紀』は筑波

大学附属図書館藏明刊本、『漢魏六朝百三家集』は清光緒五年（一八七九）彭懋謙信述堂刊本（江蘇広陵古籍刻印社、一九九〇）。

44 西川寧氏は「双鉤填墨本ではないオリヂナル」と見ている。伏見冲敬「張旭草書古詩四帖」（『書品』一七一、一九六六、二―七頁、前掲注6『書跡名品叢刊』一六八解説に抄録、同『中国書道の新研究』下（二玄社、一九八一、二〇―一三二頁）に再録）参照。

## 図版典拠

図1・3―8 『唐張旭古詩四帖』（『歴代法書選集』）、西

泠印社出版社、二〇〇五

図2 同前『唐張旭古詩四帖』、上海博物館編

『中国書画家印鑑款識』下、文物出版社、

一九八七、一三四―二頁。

（しもだ しょうへい）

表1 「古詩四帖」が収録された主な文献や法帖

時代	作者	文献名・法帖名
北宋	不詳	『宣和書譜』卷16
南宋	不詳	『悅生所藏書畫別錄』
	不詳	『趙蘭坡所藏書畫目錄』
	周密	『雲煙過眼錄』卷上
元	榮僧肇	榮僧肇至正庚午跋(『珊瑚網』卷1等所収)
明	豊坊	豊坊嘉靖28年(1549)跋
	王世貞	『弇州山人四部稿』(万曆5年[1577]序)卷154、「芸苑卮言」附録3
	項元汴	項元汴跋(『珊瑚網』卷1等所収)
	董其昌	董其昌万曆30年(1602)跋・董其昌跋(『戲鴻堂法書』7卷所収、万曆31年[1603])以前)
	陳獻	「玉烟堂帖」卷18(万曆40年[1612])
	郁逢慶	『書畫題跋記』卷5・続巻1(正編は崇禎7年[1634]自序、続編不明)
	汪何玉	『珊瑚網』巻1(崇禎16年[1643]自序)
	王秉鎔	「墨壺齋法書」第7
清以降	卞永譽	『式古堂書畫彙考』巻6(康熙21年[1682]自序)
	顧復	『平生壯觀』巻1(康熙31年[1692]自序)
	乾隆帝勅撰	『石渠寶笈』初編、巻31(乾隆9年[1744]序)
	楊仁愷	『国宝沈浮録』(1991)

表2 「古詩四帖」に押された印章

時代	鈐印者	印章の釈文
北宋	徽宗	「天水双龍印」(朱文円印[右半欠損])、「政和」(朱文長方印[左半欠損]1方・[右半欠損]1方)、「政和」(朱文連珠印)、「宣和」(朱文長方印[左半欠損]1方・[右半欠損]1方)、「内府圖書之印」(朱文方印)
南宋	趙孟堅	「子固」(白文方印)、「癡齋」(朱文方印)
明	華夏	「華夏」(朱文方印、2方)、「真賞」(朱文胡蘆印)
	豊坊	「四明」(朱文連珠印)、「豊氏人叔」(朱文方印)、「南禺外史」(朱文方印)
	項元汴	「橋李」(朱文円印[右半欠損]2方)、「項墨林父秘笈之印」(朱文長方印1方・[右半欠損]1方)、「項元汴印」(朱文方印、4方)、「項元汴印」(白文方印①)、「項元汴印」(白文方印②)、「墨林秘玩」(朱文方印、3方)、「隱居放言」(白文方印)、「退密」(朱文胡蘆印、2方)、「橋李項氏士家宝玩」(朱文長方印、3印)、「桃花源裏人家」(朱文長方印)、「墨林堂」(白文方印)、「子孫永室」(白文方印)、「平生真賞」(朱文方印、2印)、「墨林項季子章」(白文長方印)、「子京珍藏」(朱文長方印)、「項墨林鑑賞章」(白文長方印、2方)、「神品」(朱文連珠印)、「家中平康」(白文方印)、「香齋居士」(白文方印)、「項氏子京」(白文方印)、「墨林子」(白文長方印)、「有何不可」(朱文方印)、「蘆齋」(白文長方印)、「煮茶亭長」(白文方印)、「逸民」(白文長方印)、「子京所藏」(白文方印)、「元汴之印」(朱文方印)、「子京父印」(朱文方印、4印)、「南華仙史」(白文長方印)、「鴛鴦湖長」(白文長方印)、「物外玄賞」(白文方印)、「墨林山人」(朱文方印)、「遊方之外」(白文方印)、「項元汴氏審定真跡」(朱文長方印)、「惟心淨土」(白文方印)、「田疇耕耨」(白文方印)、「墨林」(朱文連珠印)、「項墨林鑑賞法書名画」(白文長方印)、「惠泉山樵」(白文長方印)、「長病仙」(白文方印)、「癖茶居士」(白文方印)、「墨林外史」(白文方印)、「沮溺之儔」(白文方印)、「墨林硯癖」(白文長方印)、「赤松仙史」(白文方印)、「西疇耕耨」(白文方印)、「桃里」(朱文円印、2方)、「博雅堂宝玩印」(白文長方印)、「若水軒」(朱文方印)、「天籟閣」(朱文長方印、2方)、「項子京家珍藏」(朱文長方印、1方・[右半欠損]1方)、「項叔子」(白文方印、2方・[右半欠損]1方)、「子孫世昌」(白文方印)、「寄敖」(朱文楕円印)、「項墨林鑑賞章」(白文長方印)、「攷古証今」(朱文楕円印)、「蒿莖生」(朱文方印)、「念心処」(白文方印)
清	宋鑾	「宋鑾審定」(朱文長方印)、「商丘宋氏収藏圖書」(朱文長方印)
	乾隆帝	「乾隆御覽之宝」(朱文楕円印)、「石渠寶笈」(朱文長方印)、「御書房鑑藏宝」(朱文楕円印)
	嘉慶帝	「嘉慶御覽之宝」(朱文楕円印)
	宣統帝	「宣統御覽之宝」(朱文楕円印)、「宣統鑑賞」(朱文方印)、「無逸齋精鑑璽」(朱文長方印)
民国以降	東北博物館	「東北博物館珍藏之印」(朱文方印)
不明		「滅果益」(白文方印)、「宋雪齋」(白文方印、2印)、「□□私印」(朱文方印)、「野処」(白文長方印)

表3 「古詩四帖」の本文の異同

古詩四帖	行数	富内庁書陵部蔵本『初学記』		中華書局本『初学記』	
		卷23	卷5	卷23	卷5
なし	なし	歩虚詞	—	歩虚詞	—
北燭五雲車	2	同前	—	北燭五雲車	—
飄飄入倒景	2-3	同前	—	飄飄入倒景	—
齊侯問棘花	7-8	齊侯問棗花	—	齊侯問棗花	—
応遂上元酒、 同來訪蔡家	9-10	上元応送酒、 來在蔡絳家	—	上元応送酒、 來往蔡絳家	—
なし	なし	又詞	—	又詞	—
北闕臨丹水	11	北闕臨玄水	—	北闕臨玄水	—
南宮生絳雲	12	南宮坐絳雲	—	南宮坐絳雲	—
龍泥印玉榮？	13	龍泥印玉策	—	龍泥印玉策	—
大火鍊真文	14	天火鍊真文	—	天火鍊真文	—
中天歌吹分	16	中天歌吹分	—	中天歌吹分	—
なし	なし	宋	—	宋	—
難之以万年	22	難之以百年	—	難之以百年	—
豈若上登天	24	豈若登雲天	—	豈若登雲天	—
王子復清曠	25	王子愛清淨	—	王子愛清淨	—
区中寒譚鬻諠	26-27	区中寒鬻諠	—	区中寒鬻諠	—
既見浮丘公	27-28	冀見浮丘公	—	冀見浮丘公	—
与衛共紛紜	28-29	与衛共繒翻	—	与衛共繒翻	—
巖下一老公 四五少年讚	30-31	又巖下一老公 五少年讚	宋謝靈運山詩 巖下一老公四 五年少日	又巖下一老公 五少年讚	宋謝靈運山詩 巖下一老公四 五年少者
衡山採藥人	32	衡山採藥人	同前	同前	同前
路迷糗亦絕	33	同前	同前	路迷糗亦絕	路迷糗亦絕
過息巖下坐	34	同前	同前	過息巖下坐	過息巖下坐
一老四五少	36	同前	口老四少	一老四五少	同前

古詩四帖	行数	『芸文類聚』	『文苑英華』	『樂府詩集』	『庾子山集』
北燭五雲車	2	同前	同前①	北屬五雲車③	北燭五雲車
飄飄入倒景	2-3	飄飄入倒影	同前	飄飄入倒景	同前
春泉下玉澗	4-5	同前	同前	春泉下玉溜④	春泉下玉澗
齊侯問棘花	7-8	齊侯問棗花	同前	同前	同前
応遂上元酒、 同來訪蔡家	9-10	上元応送酒、 來在蔡絳家	同前②	上元応送酒、 來向蔡絳家	同前
北闕臨丹水	11	北闕臨玄水	—	北闕臨玄水⑤	北闕臨玄水
南宮生絳雲	12	南宮坐絳雲	—	南宮坐絳雲⑥	南宮生絳雲
龍泥印玉榮？	13	龍泥印玉策	—	龍泥印玉策	同前
大火鍊真文	14	天火鍊真文	—	天火鍊真文	大火鍊真文
中天歌吹分	16	中天歌吹分	—	中天歌吹分	同前

古詩四帖	行数	『詩紀』北周	『漢魏六朝百 三家集』
北燭五雲車	2	同前	同前
飄飄入倒景	2-3	同前	同前
春泉下玉澗	4-5	同前	同前
齊侯問棘花	7-8	齊侯問棗花	同前
応遂上元酒、 同來訪蔡家	9-10	上元応送酒、 來向蔡絳家⑦	同前⑨
北闕臨丹水	11	北闕臨玄水⑧	同前
南宮生絳雲	12	同前⑩	同前
龍泥印玉榮？	13	龍泥印玉策	同前
大火鍊真文	14	天火鍊真文⑧	同前
中天歌吹分	16	中天歌吹分	同前

①注に「一作『屬。』」 ②注に「一作『在。』」 ③本文注に「一作『燭。』、編者注に「北屬、同上作『北燭。』」 ④本文注に「一作『澗。』」 ⑤編者注に「北闕、同上作『北闕。』」 ⑥編者注に「坐、同上作『生。』」 ⑦注に「石刻云、『応遂上元酒、同來訪蔡家。』」 ⑧注に「日本『闕』作『閑』、『生』作『坐』、『大』作『天』、今從石刻正之。」 ⑨注に「石刻云、『応遂上元酒、同來訪蔡家。』」